

仕 様 書

1. 件名

火山ガス測定器の点検および調整等

2. 目的

火山ガス測定器（硫化水素測定器および二酸化硫黄測定器。以下、本測定器という。）は、硫化水素および二酸化硫黄のガス濃度を測定し、設定値以上になると警報を発する測定器であり、観測者の安全を確保するためには測定精度に厳密な正確さが要求される。このため、本測定器の精度を維持し安定稼動させるために点検及び調整等を実施するものである。

3. 適用範囲

本仕様書は、本測定器の点検調整・動作確認について適用するものである。

4. 品名及び数量

硫化水素測定器	型式 GBL-HS	・・・・・・・・・・・・・・	4 台
二酸化硫黄測定器	型式 GBL-SD	・・・・・・・・・・・・	4 台

5. 測定器の保管、発送、納入場所

仙台管区気象台 気象防災部地域火山監視・警報センター

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目 3-15 仙台第3合同庁舎

6. 作業完了期限

令和 8 年 3 月 19 日（木）

7. 監督

- (1) 発注者が任命する監督職員により、作業内容が仕様書に適合するか否かについて監督を行うものとする。
- (2) 監督職員は、作業の進捗状況及び提出資料の内容に関して、受注者に対し補足説明を求め、また、補足資料の提出を要求することができる。受注者はその説明資料の提出及び方法について、監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書の各項及び細則について、疑義又は不明な点が生じた場合は、監督職員と打合せのうえ、その指示に従うこと。

8. 検査

- (1) 発注者は、給付確認のため発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
- (2) 検査は、給付が契約書、仕様書その他関係書類に適合するか否か、また、総合的な動作状況により、合格または不合格の判定を行うものとする。

9. 提出書類

受注者は、動作状況、詳細な測定値及び点検実施項目、交換部品などを記載した検査成績書を作成し、DVD-R 等の電子媒体にて提出すること。

10. 点検内容

- (1) 11 項に記載した内容に沿って本測定器の点検および調整等を実施すること。各部の点検および調整等については、本測定器付属の取扱説明書に記載されている仕様に基づいた値になるよう実施すること。
- (2) 点検および調整等作業において、部品の交換が必要となった場合には別途契約により措置するものとするが、その際には監督職員に詳細を報告し了解を得ること。
- (3) 受注者への本測定器の送付は発注者の負担により実施する。また、点検および調整等実

施後の発注者への本測定器の送付は受注者の負担により実施すること。

- (4) 上記作業完了後、納入場所に送付すること。なお、納入は、平日の 08 時 30 分～17 時 00 分とすること。

11. 点検および調整等項目

- (1) センサーの交換をすること。(二酸化硫黄測定器 製造番号 I020004、I020005、I020006、硫化水素測定器 製造番号 I020005、I020006、0020004、K110003)
- (2) バッテリー及びフィルターの交換をすること。(点検および調整に含む)
- (3) 規定のガス濃度に対し正しい数値がでることを確認し、調整すること。
- (4) 較正用のガス濃度は、硫化水素測定器は 50ppm、二酸化硫黄測定器が 20ppm とする。また、ゼロ点についても確認し、必要であれば較正すること。
- (5) 液晶表示に抜けがないことを確認すること。
- (6) 警報濃度が規定値に達した場合、アラーム、ランプ及び震動（バイブレーション）により報知されることを確認すること。規定値は硫化水素測定器については 10ppm と 15ppm、二酸化硫黄測定器においては 2ppm と 5ppm とする。
- (7) 点検作業終了後、本測定器全体の動作試験を行い、警報装置としての機能を満たしていることを確認すること。